

ページを通じて求人者に直接応募するものであり、ハローワークの職業紹介ではありません。このため、ハローワーク等の職業紹介を必要とする助成金(※)の対象となりません。

・オンライン自主応募は、直接応募であり、ハローワークが求職者と求人者の適性の確認を行っていないため、募集要件に合致しない方が応募する場合があります。オンライン自主応募に伴って生

じるトラブル等は当事者同士で対応することが基本になります。ハローワークがトラブル等で対応することはできません。

※ 特定求職者雇用開発助成金、トリアル雇用助成金、地域雇用開発助成金

■ オンライン自主応募の利用について
・2021年9月21日から求人情報の入力欄(「求人情報・事業所の公開範囲」欄)に「オンライン

要です。

詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20400.html



厚生労働省トピックス②

(人材開発統括官)

技能検定「眼鏡作製職種」を新設しました

令和4年度から「眼鏡作製」の技能に関する新しい技能検定試験が始まります

厚生労働省は、令和3年8月13日、「職業能力開発促進法施行規則」および「職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験

機関の指定に関する省令」の一部を改正して、「技能検定」の職種に「眼鏡作製職種」を新設し、試験業務を行う指定試験機関とし

て、「公益社団法人日本眼鏡技術者協会」を指定しました。

技能検定「眼鏡作製職種」の新設は、高齢化に伴う目の衰えやスマートフォン等の普及による特に子どもの視力の低下等への対応が求められるなど、眼鏡作製についての顧客ニーズが多様化・高度化していることに伴い、「適切な診断・治療」と「適切な眼鏡作製」の双方の実現に向けて、眼鏡技術者が眼科専門医と連携しつつ、国民により良い眼鏡を提供し、目の健康を守るよう、眼鏡作製の技能

を高めていくことを目的としています。

なお、「眼鏡作製職種」とは、眼科専門医との連携を含め、眼鏡を必要とする顧客が視力補正用眼鏡等を選択し購入する際に、眼鏡店において行われる、視力の測定、レンズ加工、フレームのフィッティング等の業務に従事する職種と定義しており、眼科専門医と眼鏡技術者が協力関係に立ち、適切な検定制度の創設及び運営、並びに双方の連携を深めていくこととされています。



(公社)日本眼鏡技術者協会会長に指定試験機関指定通知書を交付

「眼鏡作製職種」の技能検定は、1級と2級の試験を行うこととしており、第1回の試験は、本年12月より受検申請を受け付け、令和4年4月に福井県鯖江市など全国8カ所において学科試験を実施、同年7月から9月にかけて、視力の測定、レンズ加工、フィッティングについての実技試験を実施する予定であり、令和4年11月頃には、最初の「眼鏡作製技能士」が誕生する予定となっています。

技能検定制度は、職業能力開発促進法に基づき、労働者の有する技能及び知識の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であり、労働者の技能と地位の向上を図ることを目的として実施しています。現在、制度開始から約76万人の「技能士」を輩出しており、技能の向上を通じて、我が国産業の発展に寄与していると認識です。今般の「眼鏡作製職種」の新設に伴い、今後は、131の職種において、試験を実施していくこととしております。

「眼鏡作製職種」の概要

1 技能検定試験の概要

○ 「眼鏡作製」(眼鏡を必要とする顧客が視力補正用眼鏡等を選択し購入する際に、眼鏡店において行われる、視力の測定、レンズ加工、フレームのフィッティング等の業務に従事する職種)について、技能検定の職種に追加する。

○ 検定対象については、眼科専門医との連携を含め、顧客の

ニーズに即した適切な眼鏡作製を行うに当たり必要な技能及び知識とし、複数等級(1級及び2級)による試験を実施する。

○ 試験業務は、指定試験機関として、公益社団法人日本眼鏡技術者協会(※)が行う。

※眼鏡関連の唯一の公益社団法人であり、眼鏡技術者の育成に取り組みとともに、民間検定「認定眼鏡士試験」を平成12年より実施。

2 職種新設の背景・理由等

○ 眼鏡作製については、高齢化に伴う目の衰えやスマートフォン等の普及による特に子どもの視力の低下等への対応が求められるなど顧客のニーズが多様化・高度化しており、適切な眼鏡作製を行うに当たって、高度な技能や専門的知識が一層必要とされ、当該技能を有する人材に対する継続的な需要が見込まれるところ。

(検定範囲等については、職種新設に当たり、関係する団体間で主に次のような整理が行われ、国民により良い眼鏡を提供し、目の健康を守るよう、眼

鏡技術者が眼科専門医と連携しつつ技能を高めていくものとする

・ 検定対象とする視力の測定の範囲を、医行為に当たらない内容とする

・ 眼の状態が疑わしい場合、幼児等に作製する場合及び初めて眼鏡を作製する場合において、眼科医への紹介等眼科医と連携すること

・ 試験問題の作成等を担う技能検定委員に日本眼科医会及び日本眼科学会が推薦する眼科専門医も選任すること

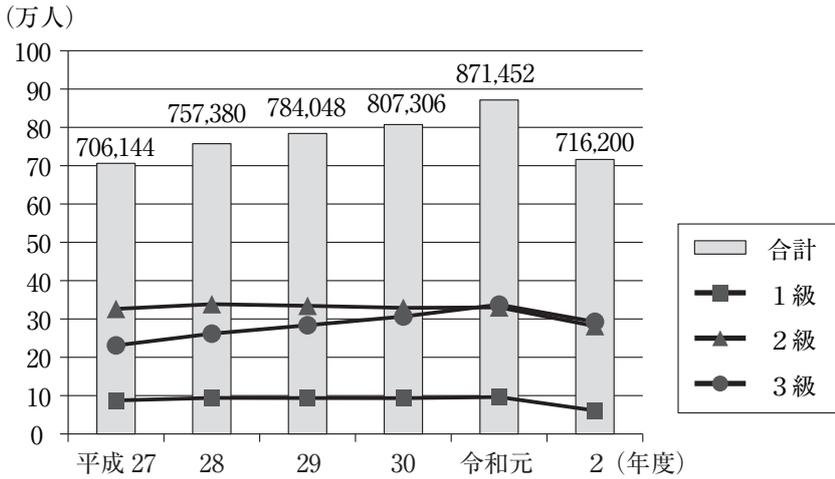
3 申請内容の審査等

○ 本年4月、(公社)日本眼鏡技術者協会から「眼鏡作製職種」に係る指定試験機関の指定申請を受理。

○ 申請内容について、本年6月、職業能力開発専門調査員会は「職種新設・指定試験機関の指定は適当」との御意見。

○ 本年7月、労働政策審議会人材開発分科会に諮問したところ、職種新設等に係る改正省令案は妥当との答申。

■ 受検申請者数の推移（過去6年）



- 職種新設等に係る改正省令は、令和3年8月13日に公布、同日施行。
- 眼鏡作製職種の第1回試験は、令和4年4月に学科試験、同年7月から9月にかけて実技試験を実施予定。

■ 技能検定制度の概要

1. 概要

- 技能検定制度は、労働者の有する技能及び知識の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であり、労働者の技能と地位の向上を図ることを目的に、職業能力開発促進法に基づき実施。
- ものづくり分野を中心に、技能のウエイトが高く、全国的に需要を有する分野を対象に、国が主体となり全国、業種・職種共通の基準の下で制度を構築・運営。

2. 実施内容

- 厚生労働大臣が厚生労働省令で定める職種ごとに、厚生労働省令で定める等級（特級、1～3級など）に区分して、レベルに応じた技能・知識の程度を、実技試験及び学科試験により客観的に評価。令和3年8月31日現在、131職種（うち建設・製造業関係は造園、さく井、金属溶解、機械加工など100職種。ファイナンシャル・プランニングなどサービス業関係は31職種）。
- 技能検定に合格した者は、「技能士」と称することができる（名称独占の国家資格）。
- 都道府県が実施する方式（現在111職種）に加え、平成13年に、厚生労働大臣が一定の要件を満たすものとして指定する民間団体が実施する指定試験機関方式（現在20職種）を導入。

3. 実施状況

- 令和2年度は全国で約71.6万人の受検申請があり、約29.9万人が合格。（累計では延べ約764万人が「技能士」）
- 令和2年度の受検申請者数が多い職種は、ファイナンシャル・プランニングの約43.5万人（対前年度比84%減）、機械保全の約2.6万人（同33%減）、とび約1.6万人（同11%減）。



ウェブデザイン職種



建築大工職種



機械加工職種